

妙法寺本堂



指定区分	県指定重要文化財(建造物)
読みかた	みょうほうじほんどう
所在地	津山市西寺町
指定年月日	平成13年3月23日
解説	<p>妙法寺は、もと鶴山柳の壇にあったものを、慶長9年(1604)津山城築城に際して、森忠政が南新座に移したとされる。本堂は、桁行5間、梁間6間、向拝1間付きで、屋根は入母屋造本瓦葺。板御本尊裏墨書や鬼瓦銘から、承応2年(1653)ごろの建築と考えられ、建築様式もこれと矛盾しない。江戸時代前期における大型日蓮宗寺院の典型を示す重要な建造物である。また、慶長18年(1613)銘の鰐口[わにぐち]に「美作国津山富川村妙法寺」とあり、津山の初見資料として有名。</p>
アクセス方法	JR津山口駅から徒歩約15分
公開状況	外観のみ
設備	
備考	